



2021年2月15日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク

代表者名 取締役社長 中橋 光男

(コード番号3946 東証1部)

問合せ先 常務取締役 栗原 由行

Tel(03) 3213-6811

公正取引委員会審決に対する審決取消訴訟の提起について

当社並びに連結子会社の株式会社トーシンパッケージ及び大一コンテナ株式会社は、段ボールシート及び段ボールケースの取引に関して独占禁止法第2条第6項(不当な取引制限)に該当し、同法第3条に違反する行為が認められるとして、公正取引委員会より2014年6月19日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。同年8月に同委員会に対し審判請求するとともに、課徴金につきましては同年9月に全額納付し、特別損失を計上しております。

当社は、このたび2月8日付けで同委員会から課徴金納付命令の一部を取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を受けました。当社は本審決の内容を慎重に精査し、検討しました結果、本日開催の取締役会において、同審決の内容を不服とし東京高等裁判所に審決取消訴訟を提起することといたしましたのでお知らせいたします。現時点において、本件が当社の決算及び財務状況に大きな影響を与える見込みはないものと判断しております。

当社グループは、今後とも社会的責任を果たすべき企業としてより一層のコンプライアンス体制の強化を図ってまいります。株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上